

公職選挙法施行令の一部を改正する政令概要

公職選挙法の一部を改正する法律（平成30年法律第65号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送に関し、当該政見放送のための録音又は録画の公営、都道府県の選挙管理委員会等に対する文書の提出等に係る規定の整備を行う等の改正を行う。

※ 改正法（議員立法）により、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について、持込みビデオ方式（候補者が自ら政見の録音又は録画を行い、放送事業者に提出する方式）が導入されたところ。

1 参議院選挙区選出議員の選挙における持込みビデオ方式の政見放送の公営に係る規定の整備（第111条の5関係）

参議院選挙区選出議員の選挙において、候補者が持込みビデオ方式の政見放送のための録音又は録画（持込みビデオの作成等）を無料で行う（公営）ための規定の整備を行う。

2 参議院選挙区選出議員の選挙において、持込みビデオ方式の政見放送を選択することができる候補者の要件の確認に係る規定の整備（第111条の6から第111条の8まで関係）

改正法により持込みビデオ方式の政見放送を選択することができる参議院選挙区選出議員の選挙の候補者は、所属国会議員が5人以上又は直近の衆議院議員総選挙若しくは参議院議員通常選挙における得票総数が当該選挙における有効投票の総数の2%以上のいずれかの要件を満たす確認団体又は推薦団体の所属候補者又は推薦候補者に限ることとされた（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第150条第1項）ところ、候補者が当該要件を満たすことを確認するための規定の整備を行う。

（候補者から都道府県選挙管理委員会等に対する文書の提出、中央選挙管理会から都道府県選挙管理委員会等に対する参議院名簿届出政党等の名称等の通知、所属する衆議院議員又は参議院議員の数の算定等）

3 参議院選挙区選出議員の選挙における持込みビデオ方式の政見放送のための録画をする場合の手話通訳者に対する報酬支給に係る規定の整備（第129条関係）

参議院選挙区選出議員の選挙における持込みビデオ方式の政見放送のための録画をする場合において、手話通訳者に対して報酬を支給するときは、当該報酬を支給する前に、都道府県の選挙管理委員会等にその者を届け出る旨の規定の整備を行う。

4 その他

2の改正に併せて、参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿に添えて届ける文書及び参議院名簿届出政党等に所属する衆議院議員又は参議院議員の数の算定について、所要の規定の整備を行う。（第88条の5及び第88条の6関係）

[スケジュール]

公布日：平成30年12月21日（金）

施行日：平成30年12月25日（火）

（公職選挙法の一部を改正する法律（平成30年法律第65号）の施行日と同日）